

## 第 79 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2022 年 11 月 4 日 14:00～16:10

◆会場：財務省国際会議室およびオンライン開催

### ◆議題

#### 財務省提案議題

1. 第 106 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要について

#### NGO 提案議題

1. 国際協力銀行（JBIC）による水素・アンモニア混焼等への資金支援のあり方について
2. インドネシアのエネルギー移行における石炭火力発電所の脱炭素化支援に係る日本政府の方針について
3. JBIC 支援中の豪バロッサガス田開発事業及び JBIC と Santos 社との業務協力協定の締結について
4. SDG4 教育キャンペーン／ユースより、紛争下における国際教育協力について

### ◆参加者（順不同・敬称略）

#### NGO

1. 波多江秀枝（FoE Japan）※オンライン参加
2. 深草亜悠美（FoE Japan）
3. 長田大輝（FoE Japan）
4. 木口由香（メコン・ウォッチ）
5. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
6. 川口真実（セーブ・ザ・チルドレン）
7. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン）
8. 佐藤秀美（セーブ・ザ・チルドレン）※オンライン参加
9. 菊地翔（セーブ・ザ・チルドレン）※オンライン参加
10. 西崎萌（セーブ・ザ・チルドレン）
11. 三宅隆史（教育協力 NGO ネットワーク）※オンライン参加
12. 森透（教育協力 NGO ネットワーク）
13. 小荒井理恵（教育協力 NGO ネットワーク）※オンライン参加
14. 藤井翼（チャイルド・ファンド・ジャパン）※オンライン参加
15. 小林妃奈（WVJ）※オンライン参加
16. 鈴木康子（気候ネットワーク）※オンライン参加
17. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
18. 田辺有輝（JACSES）
19. 喜多穂香（JACSES）

## 財務省

1. 大江亨（開発機関課 課長）
2. 生駒正照（開発機関課 課長補佐）
3. 山本深（開発機関課 課長補佐）
4. 執行奈々美（開発機関課 課長補佐）
5. 金田瑞希（開発機関課 開発機関第一係長）
6. 佐藤暢幸（開発機関課 開発機関第二係長）
7. 富永剛晴（開発政策課 開発政策調整室長）
8. 山口理恵（開発政策課 課長補佐）
9. 倉澤辰一郎（開発政策課 課長補佐）
10. 大和宏彰（開発政策課 環境調整第二係長）
11. 足立直也（参事官室 課長補佐）
12. 坂本桃（参事官室 課長補佐）
13. 菱川彩香（参事官室 地域第三係長）

## JBIC

1. 平井靖司（企画部門経営企画部企画課 課長）
2. 森田真弘（企画部門経営企画部業務課 調査役）
3. 大隈拓也（資源ファイナンス部門エネルギー・ソリューション部第1ユニット調査役）

## MoF 大江：

本日は、財務省までお越し頂き感謝を申し上げます。本日、オンラインで参加している方もいると思う。よろしくお願ひ申し上げます。私は本年7月に開発機関課長を拝命した。それ以前は同じ国際局の参事官室におり、JICAやJBICの個別案件なども担当していた。本協議会は、主に機関課が担当することにはなっているが、省内の別の部局にもいたことがあるので、皆さんには、様々なところで直接的、間接的にお世話になっていると思う。

本協議会は今回で79回目ということで、歴史が積み重なってきていると思う。私たちは政策の企画立案から実行までを担当し、JBICやJICA等の機関、世界銀行をはじめとしたMDBsも担当している。このように主に有償資金を使ったODA事業、OOFも含めた開発資金の提供などに関わっている。

私たちは、日々のペーパーワークに加え、現地や各機関からの情報や話を聞き、財務の健全性なども見ながら、様々な判断を下している。もちろん、政府全体としての政策の調整に関わる様々な要素を踏まえながら進めているが、皆さまにぜひ知っておいて頂きたいことがある。私たちは現場を見るのが少ないので、このように現場を知っている皆さんから直接話を伺えるのは大変貴重な機会であり、ありがたいと思っている。

率直に言えば、皆さんから質問や要望を頂いても、その全てに応えられるわけではなく、それは今後も同様であ

る。私たちも先程述べたような、総合的な状況の中で判断をしなければならず、理解して頂く必要もある。しかし、それは決して皆さんとの関係を否定するものではない。むしろ、このような機会に意見交換ができるのは本当に貴重な機会だと思っている。この点だけは、冒頭の挨拶とともに申し上げたいと思っている。私からの挨拶は以上である。本日は、活発な議論ができることを楽しみにしている。よろしくお願い申し上げます。

#### **財務省提案議題 1：第 106 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要について**

MoF 大江：

本日は、財務省までお越し頂き感謝を申し上げます。本日、オンラインで参加している方もいると思う。よろしくお願い申し上げます。私は本年 7 月に開発機関課長を拝命した。それ以前は同じ国際局の参事官室におり、JICA や JBIC の個別案件なども担当していた。本協議会は、主に機関課が担当することにはなっているが、省内の別の部局にもいたことがあるので、皆さんには、様々なところで直接的、間接的に世話になっていると思う。

本協議会は今回で 79 回目ということで、歴史が積み重なってきていると思う。私たちは政策の企画立案から実行までを担当し、JBIC や JICA 等の機関、世界銀行をはじめとした MDBs も担当している。このように主に有償資金を使った ODA 事業、OOF も含めた開発資金の提供などに関わっている。

私たちは、日々のペーパーワークに加え、現地や各機関からの情報や話を聞き、財務の健全性なども見ながら、様々な判断を下している。もちろん、政府全体としての政策の調整に関わる様々な要素を踏まえながら進めているが、皆さまにぜひ知っておいて頂きたいことがある。私たちは現場を見るのが少ないので、このように現場を知っている皆さんから直接話を伺えるのは大変貴重な機会であり、ありがたいと思っている。

率直に言えば、皆さんから質問や要望を頂いても、その全てに応えられるわけではなく、それは今後も同様であると思う。私たちも先程述べたような、総合的な状況の中で判断をしなければならず、理解して頂く必要もある。しかし、それは決して皆さんとの関係を否定するものではない。むしろ、このような機会に意見交換ができるのは本当に貴重な機会だと思っている。この点だけは、冒頭の挨拶とともに申し上げたいと思っている。私からの挨拶は以上である。本日は、活発な議論ができることを楽しみにしている。よろしくお願い申し上げます。

#### **財務省提案議題 1：第 106 回世銀・IMF 合同開発委員会の概要について**

MoF 山本：

私たちの部局は世界銀行グループを担当しているので、今回は第 106 回の世銀・IMF 合同開発委員会の概要について説明する。

世界銀行グループとは何かという点から説明する。世界銀行グループとは、途上国における貧困の削減と繁栄共有の促進を使命とする世界最大の援助機関である。国際復興開発銀行（IBRD）は最も歴史のあるもので、第

2次世界大戦後の1945年に設立されたものであり、中所得国および信用力のある低所得国を対象にしている。国際開発協会（IDA）は、低所得国に特化した支援を行っている。その他に、国際金融公社と多数国間投資保証機関があり、この四つが世界銀行グループの主な機関となっている。

日本と世界銀行グループの関係性について。日本は1952年に世界銀行に加盟したが、かつては最大の借入国の一つであった。東海道新幹線、東名・名神高速道路、黒部第4水力発電所などのインフラにも世界銀行が関わってきている。日本は世界銀行グループを構成する各機関において、アメリカに次ぐ第2位の出資国である。これが世界銀行グループの概要である。

今回の第106回の合同開発委員会について説明する。合同開発委員会は、開発を巡る広範な問題について、世界銀行とIMFの総務会に勧告することを目的として1974年に設立された。通常春と秋の年2回開催され、今回は秋の会合があった。10月14日の15時から17時半にかけて、この合同開発委員会が開催された。前後には様々な開発に係る議論を行う場があったが、特にこの合同開発委員会がこの日に開催された。

世界銀行のマルパス総裁とIMFのゲオルギエバ専務理事、世界銀行とIMFの理事選出国の、政府の代表者25名が集まった。主な議題としては、食料とエネルギー問題に係る世界銀行の役割があった。他にも、気候変動と開発課題への対応に向けた世界銀行の支援というテーマもあった。この二つを主なテーマとして開催された。

各国も毎回出しているが、日本としてもステートメントを発表した。10月のD.C.コミュニケについては議長総括として議長国が発出した。また、日本のステートメントでは、ロシアによるウクライナ侵略を非難した上で、世界銀行を通じたウクライナ支援を表明し、地球規模の課題への対応として国際保健、教育、食料、気候変動、債務問題に言及した。

続いて、ステートメントの具体的な中身について、少し話をさせてもらいたい。財務省のホームページにも掲載しているが、初めに何よりもロシアによるウクライナ侵略が一方的な現状変更の試みであり、国際法違反であるために受け入れられないということを日本として主張した。その上で、ロシアによるウクライナ侵略の長期化が世界的インフレ率上昇をもたらし、状況を複雑かつ深刻にしているということを冒頭で述べている。

グローバルに渡る課題はその一つだけではなく、様々な問題がある。例えば、先程述べたような、教育、エネルギー、気候変動などの問題が重層的に発生しており、その中で、日本としては世界に渡るそれらの問題を解決する上で世界銀行グループが各主体と連携し、中核的な役割を果たすためのプラットフォームであることを強く訴えたところである。

ウクライナ支援については、国際社会が一丸となって様々な主体がウクライナに対して様々な支援を行おうとしている中で、世界銀行グループは国際社会が一丸となって支援する上で統合的な対応もできる存在であり、各国が効果的、効率的に支援できる枠組みをつくることのできる立場にあることに鑑みて、日本はその必要性を強く訴えた。

その上で、地球規模の課題への対応という所で、こちらの前方に記載したようなテーマについて述べているので、一つずつ説明する。まず、地球規模の課題への対応についてである。コロナウイルスの感染拡大によって保健システム強化の必要性が浮き彫りになってきた。また、これまでに開発してきたことが後退してしまうような厳しい状況になったことに加えて、ロシアによるウクライナ侵略が食糧やエネルギーの価格高騰という問題を引き起こしてきた。特に、所得の低い層に深刻な影響を与えている。その状況において、さらに気候変動や債務問題など、従来の問題が一層深刻な状況になってきている。その中で、世界銀行グループに対する期待があるので、一つ一つ説明する。

一点目は国際保健についてである。今回はコロナウイルスによるパンデミックが発生したが、パンデミックはこれが最後ではなく、今後もあり得ることを考えると、その影響を最小限に抑えるためには、平時からの備えが重要である。そのような中で、グローバルな対応が可能な世界銀行グループに対してはリーダーシップを発揮することを期待したい。特に将来のパンデミックの予防、備え、対応の強化に向けた強靱で持続可能な国際保健システムの構築のために、資金ギャップへの対処、財務・保健関係者間の一層の連携強化、保健危機発生の際の対応の3点が重要であることを述べた。

二点目は教育についてである。教育については、保健と並んで、人間開発、人的資本育成の礎であることを認識する中で、コロナの感染拡大によって、世界的にも学習機会の損失が発生しているという課題を認識した。その上で、途上国にこの問題の中長期的な影響が残らないよう、各国の事情にも応じながら対応しなければならないので、その必要性を訴えた。また、学習機会の損失は、雇用やジェンダーの不平等などの問題にもつながってくるため、教育という観点だけでなく多面的にアプローチしていかなければならない。その上で、様々な開発課題に知見と経験を有する世界銀行グループの役割は大きいということを訴えている。

三点目はエネルギー食糧問題である。ロシアのウクライナ侵略が引き起こしたサプライチェーンの分断、エネルギーや肥料、食糧価格の高騰が社会的脆弱層に深刻な影響を与えている。世界銀行グループは、短期的な食料の不足やエネルギー価格の高騰などの問題だけにアドレスするだけでなく、中長期的な開発効果も狙った提案を行っており、それを高く評価していると述べている。その上で日本としてもサプライチェーン強化に貢献することを述べた。

四点目は気候変動問題である。クリーンエネルギーへの移行過程においてに必要となる天然ガスの活用も含めて、この問題の解決法に関する、たった一つの処方箋だけを示すのではなく、各国の事情を踏まえた道筋を構築していくことが重要である。その中で、世界銀行グループとして道筋を描くための支援を行うことを期待したいと述べた。気候変動は自然災害を引き起こし、その自然災害は激甚化しているが、その被害を最も受けるのは脆弱層であり、貧困層である。そのため、この問題には喫緊に対応していくべきであるということを訴えた。その上で、日本が世界銀行と共に行っている日本＝世銀共同防災主流化プログラムにおいて貢献し、防災という課題自体を世界の中で主流化させていくことを訴えた。

五点目は債務問題である。お金を借りている国が、経済事情などのために返済できなくなるという問題が、世界経済の混乱によって一層大きくなり、債務返済の持続性が厳しくなっていくリスクが高まってきている状況がある。低所得国においては、そのような問題を解決するために「共通枠組み」を設定し、債権者委員会が迅速にその課題にアドレスすることが必要であることを述べた。

債務と一言と言っても、どのような債務があるのか、それがどのような状況になっているのかが重要であり、債務データを透明にする必要がある。また、問題を正確に把握する必要もある。世界銀行はまずその取り組みを行っており、その点を高く評価していると述べた。その上で、その分野で高い専門性を持つ世界銀行グループが債務の透明性に係る分析や、既に行っている債務国に対する能力構築支援に一層力を入れて進めて欲しいと述べた。

最後に結語について述べる。世界は様々な問題による、複合的な危機に直面している。その中で、財務面だけでなく、知見の面も含めた両面からの支援を行うことができる。その意味で、世界銀行グループは非常に貴重な存在であると訴えた。世界銀行グループが IMF や他の MDBs と連携し、世界銀行グループが掲げている、極度の貧困の撲滅と繁栄の共有という二大目標の実現に向けて中心的な役割を担うことを期待する。また、来年は日本が G7 の議長国を務める年でもあるので、世界銀行グループとの取り組みの中で、資金や政策の面や人材面において積極的に支援するとともに、複雑化する課題に対応していきたいと述べた。長い説明になったが、世界銀行グループの概要と第 106 回の開発委員会の概要について述べた。以上である。

森：

先程の話で、様々な厳しい環境において、それぞれの分野で非常に積極的に取り組んでいることがよく分かった。保健に関しては、1000 万ドルの件を含めて更に取り組みを進めると書いてある。また、エネルギーに関しても、具体的な拠出の数字を出している。気候変動についても非常に積極的に書かれている。しかし、教育について見ると、世界銀行に期待すると書かれているだけで、日本は何をするのかについて言及する部分がない。日本の市民社会の人たちに対してこのステートメントを紹介するときに、日本が教育分野で行うことについては何を伝えれば良いのかと感じた。

ご存じの通り、これまでも NGO として皆さんに働きかけながら、過去 20 年、教育協力 NGO ネットワークや世界一大きな事業などの名前の下に、市民社会へのキャンペーンと議員へのロビー活動を行ってきた。現在、パンデミックと戦争のために、これまで伸びてきた SDG4 が下がっている環境の中で、日本政府のステートメントとして何を言ってもらえるのかということがある。また、ガバメントと市民社会で一緒に何ができるのかということもある。私たちは、キャンペーンで人々に SDG4 の重要性を伝え、国際的な動きを捉えながら政府に対しても訴えかけている。この 2 点をお尋ねしたい。

MoF 山本：

一点目の日本が教育分野に関して（ステートメントに記載をしたという点）は、まさに仰る通りである。先程も少し説明したが、教育分野においては、例えば学校に行きなさいということだけではなく、子どもたちの教

育環境づくりなどの様々な分野も幅広く捉えることが必要である。先程、保健のほうにも書いてあるという趣旨のことを言われたと思うが、保健の分野で、生活環境を整えることも関係する。教育問題についてはパンデミックの影響も大きいと述べたところだが、そのパンデミックをどのように防ぐのかという文脈の中でも、複合的にアプローチしていかなければ、解決はなかなか難しいという部分もある。グローバルな課題について述べているところでもあるので、そのような中でグローバルな課題認識に対してどのように対応していくのかについて、ステートメントの中でも書いている。

政府と市民社会との連携についても質問を頂いた。現在、ここでこのように話しているように、教育の分野だけの問題ではないという認識そのものも、一緒に取り組んでいく上では非常に重要な認識だと思っている。その上で、例えば国際保健についてはどのような課題に対処できるのかということの一つずつ議論していくことになると思っている。

森：

もう一つ述べたい。今回はユースの人たちも参加している。私たち大人は大きくなることはないが、子どもはすぐに大きくなるので、待ってはられないということ踏まえて一緒に議論したい。

大野：

教育にも関連するが、セーブ・ザ・チルドレンでは、低所得国の3分の1の国が教育予算よりも債務の支払いにより多くのお金を充てており、その現状に非常に憂慮している。ステートメントの中でも様々なことを述べて頂き、感謝している。今回のIMFと世界銀行の総会と合同開発委員会を受けて、次にG20があると思う。G20の債務措置に関する共通の枠組みやDSSIの再開を市民社会も非常に気にしている。今回の総会や合同開発委員会では、それに対する明確な答えはなかったと聞いているが、日本政府として、債務問題の迅速な措置をG20に向けて、どのように働きかけてもらえるのかについての見通しがあれば教えて頂きたい。可能な範囲内で聞かせて頂きたい。

MoF 大江：

ご指摘の通りである。私も今回D.C.に行ってきたが、特に世界銀行のマルパス総裁が、低所得国で教育と保健に充てる予算よりも債務の支払いが多くなっていることに大きな懸念を示していた。総会中は様々なイベントがあるが、総裁が言及したのは少なくとも1回ではなかったと記憶している。世界銀行全体として対処しなければならない課題だと認識していると思う。

債務問題の見通しについての日本としての取り組みについて述べる。ご存じの通りDSSIというスキームが、コロナの起きた2020年の後につくられた。それを受けて、「共通枠組み」をつくった。昔は欧米中心のパリクラブで債務の問題を議論してきたが、現在は様々な貸し付けがある。新興国の貸し付けもあれば、民間の貸し付けも増えている。今まさに問題になっているスリランカにも、日本のJICAを通じたローンの他に民間も入っている。私たちも、コーディネータ的なことを行いながら、債務国自身に主体的な関わり方をしてもらった上で、様々な国がきちんと参加する形で進めていく必要がある。

ご存じの通り、DSSI の下にある「共通枠組み」で、チャド、エチオピア、ザンビアという三つの国が手を挙げているが、皆さんから見ても進捗が遅いと感じているのではないかと考えている。私たちも同じ気持ちを持っている。ただ、やはりこれまでにはなかった国際情勢が背景にある。パリクラブに入っていた人たちだけで決めていけば全てが済んだと言えるような時代からは変化してきているのも事実である。その辺りで時間はかかっているが、少しでも前進するために、様々な取り組みを行っている。今回は正確な文言を載せた資料を持参していないが、G20 の議長声明の中でもタイムリーな形で進めていくことが必要だと書かれている。しかし、一つの国はそこに合意しなかったということも書かれているので、私からこれ以上詳しく説明することは避けるが、そのような状況であることをご承知おき頂きたい。

教育についても一言補足したい。ご存じの通り、この開発委員会は半年に 1 回開催されているために、緊急に対応が必要なものが先に来てしまう。現状では、ウクライナ問題やコロナへの対応がそれに当たる。加えて、保健分野の FIF に対する拠出の問題、食糧安全保障の問題もある。教育についてはコロナによる学習機会の喪失が問題になっているが、ある意味でそれは常に存在する問題でもある。本年 7 月から IDA20 では 3 年間の増資期間が始まっている。日本も 3700 億円を超える額が国会で可決され、動き出している。9 月には東京でのローンチイベントも開催された。IDA20 全体の規模は 930 億ドルという非常に大きなもので、私たちはそのポリシーコミットメントの中で、どこにプライオリティーを置くかという点を議論し、保健、教育、栄養という部分を強調して来ている。半年に 1 回の開発委員会の会議では IDA のことを毎回書くようなものでもないで、それについては記載していないが、その辺りは着実に進めているということはあると思っている。

#### **NGO 提案議題 1：国際協力銀行（JBIC）による水素・アンモニア混焼等への資金支援のあり方について**

深草：

6 日から気候変動の枠組み条約の締約国会合が始まることで、重要なエネルギー関連のレポートやデータが多数出てきており、脱炭素化とエネルギーについては世の中の関心や情報が日々変化していることを実感しているところである。

その中で、岸田政権の下、脱炭素化のためにグリーントランスフォーメーションという形で脱炭素化の政策が進められている。国内的には原発の再稼働等が推進されているが、海外、特にアジアの途上国に向けて、水素、アンモニア、CCS、ガスについて、日本の政策上、非常に強調されていることは、環境 NGO にとって非常に懸念の高い点である。ここの背景に記載したが、アンモニア・水素に関しては燃焼時に CO<sub>2</sub> を排出しないことから、新たな脱炭素燃料であるとして宣伝されている。しかし、例えば CCS 付きでブルー水素という形で生産されたものに関しては、ライフサイクルで見れば排出量が増えてしまうというデータもある。また、ブルームバーグとトランジションゼロが様々なレポートを出しているが、コストが非常に高いということも指摘されている。コストの部分については、財務省や JBIC の関心事であるべきだと思う。また、削減効果がないのではないかと問題もある。この二つが大きな問題点であると思われる。また混焼なので、化石燃料の使用

を長引かせてしまうことになるが、それでは本末転倒である。この点も非常に大きな問題であると思っている。

もう一つ、トランジション・ファイナンスという観点がある。これについても G20 や OECD、日本政府の審議会等での議論が進んでいる。私も膨大な資料の全てを追い切ることはできていないが、トランジションのために資金が必要な中で、トランジション・ファイナンスと銘打って調達される、もしくは融資するものの信頼性と妥当性は国際的にも非常に議論になっているのではないかと思う。日本政府もトランジション・ファイナンスの指針等を作っているが、本日は、先程の水素・アンモニアとガスが、果たしてトランジションの観点から適当なのかということを中心に伺いたいと思っている。背景はそのようなところである。質問は五つあるので、それぞれに回答を頂きたい。

MoF 山口 :

事前に頂いていた質問に沿って回答する。内容については JBIC にも事前確認をしている。一点目として、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針を考慮する予定かという質問を受けている。既にご承知の通りであるが、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針は、黎明期にあるトランジション・ファイナンスを普及させることである。トランジション・ファイナンスと名付けて資金調達を行う際の信頼性を確保することで、特に排出削減困難なセクターにおける、トランジションへの資金調達手段としての地位を確立する。それによって、より多くの資金の導入によるわが国の、2050 年のカーボンニュートラルの実現、パリ協定の実現への貢献を目的とするものとされている。

また、トランジションに関する国際的なコンセンサスと整合的であることは、当然、合理的ではあるものの、同時に脱炭素社会の実現に向けた道筋が各国様々であることを踏まえることも重要であるとされている。また、本基本指針は基本的には国内のトランジション・ファイナンスの実施を対象としているが、同時に同様のトランジション・ファイナンスが必要とされている国や地域でも活用し得るものであることも含まれている。ただし、いずれも法的拘束力は持っていない。

よって、本基本指針は基本的には国内向けのものであり、JBIC は業務を主に海外に向けて行っているが、本基本指針は、あくまでも各国の実情に基づいたトランジションを推進していくための一つの参考という位置付けだと理解している。JBIC は本基本指針を採用した業務は行っていないものの、ESG ポリシーの下でパリ協定の国際的な実現に向けて、各国の実情に基づいた脱炭素化、トランジションの支援を金融の観点から JBIC が推進するという形の JBIC のポリシーと本基本指針が目指す目的や方向性とは合致していると理解している。これが一点目の質問に対する回答である。

二点目の質問は、JBIC の第 4 期中期経営計画のトランジション・ファイナンスの項目にエネルギー転換が含まれているが、これは何を指すのかという質問であった。ガス事業はエネルギー転換に含まれるのかという質問も併せて頂いていた。ここで言うエネルギー転換とは、炭素集約型事業や環境負荷の高い事業を脱炭素化事業や低炭素型の事業に移行させる案件を指すと聞いている。ガス事業がエネルギー転換に含まれるかどうかは、相手国や各国の実情等を踏まえて個別に検討していくものだとして理解している。ガス事業全般としてエネル

ギー転換に含まれる、あるいは含まれないことが決まっているわけではないと理解している。

三点目の質問は、JBIC の第 4 期中期経営計画でトランジション・ファイナンスの案件形成や承諾数が指標になっているが、これまでの間に承諾した実績があれば伺いたいというものであった。数字は既に開示されているが、2022 年 3 月末までの間に、4 件のトランジション・ファイナンスの案件を承諾している。個別の内容についての開示は控えたい。

四点目の質問は、先程の話にあった水素やアンモニアの混焼についての懸念であり、基本指針に基づけば、JBIC は科学的根拠に基づいて融資を行うべきだが、どのように確認する予定かという質問であった。繰り返しになるが、JBIC は本基本指針を採択しているわけではない。しかしながら、脱炭素化に向けた世界的な潮流、実体経済、金融機関等の脱炭素化に向けた各種取り組みに加えて、気候変動に関する様々な科学的根拠についても情報収集を行いながら業務を進めていると理解している。アジアゼロエミッション共同体構想等の下で水素・アンモニアを含むゼロエミッションの火力や、水素・アンモニア等のサプライチェーンの形成を推進していくという日本政府の方針があり、その方針を踏まえて日本の政策金融機関として JBIC が存在する。あくまでも案件に応じた情報収集を行いながら支援を実施していく方針であると理解している。

最後の質問は、各国で再生可能エネルギーの価格が下がる中で、JBIC は、水素・アンモニアの支援を行うことの合理性をどのように考えるかというものであった。JBIC としては、今述べた、アジアゼロエミッション共同体構想等の脱炭素化に向けた日本政府の方針を踏まえつつも、そのような事業を推進する日本企業を始めとした、事業者の支援への期待に対して、ご指摘のコスト面も含めた事業内容を精査した上で個別案件ごとに支援の是非を検討していく。あくまでも案件ごとにきちんと精査を行った上で支援するかどうかを決めるものである。私からは以上である。

深草：

最初の部分で、基本的には国内のトランジションにおける指針ということであったが、過去の JBIC の融資案件等を見ていると、例えばガス事業においてもその国のガスでの開発だが、そのガスが日本に輸入されるものであったりする。日本の政策では、今後、水素・アンモニアが海外で生産された場合に、基本的に水素・アンモニアは当面、輸入に頼ることになっている。そのような案件が JBIC の融資対象に入ってくる場合、LNG は既にあるが、そこは必ずしも分けて考えるものではないものだと思う。国内のエネルギー供給に直結していると言えるのではないかと思う。トランジション・ファイナンスについては、様々なところで定義付けが行われていると思うが、JBIC としてのトランジション・ファイナンスの定義の記載はあるのか。

MoF 山口：

JBIC としてのトランジション・ファイナンスの定義か。

深草：

先程、基本的には、国際的にトランジション・ファイナンスとはこのようなものであるということは述べてい

たが、例えば、質問3では、2022年3月までには4件あったとある。この4件がトランジション・ファイナンスであるとされた根拠が少し気になっている。クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針が素晴らしいものかどうかはともかく、本当にトランジションに結び付いているのかということも国際規範も見ながら判断する必要があると思う。日本政府がGX等で水素・アンモニア、ガス等を据えているからといって、国際的には通用するものではないと思っている。例えば、ガスで言えば、確かにEUでもタクソミーでガスをトランジションに含めることがあり、NGO等から批判が出ているが、全てのガスを認めているわけではなく、排出の係数を定めたり、年限を定めたりするという取り組みを行っている。具体的には4件あるということだったが、どのような科学的根拠を持って、どのような定義を持ってトランジション・ファイナンスだと考えているのかについて、もう少し伺いたい。

MoF 山口 :

個別の案件の内容や、その理由を具体的に解説することを差し控えさせて欲しいと思っている。トランジション・ファイナンスについては、質問の中にも中期経営計画でのエネルギー転換とは何かというのがあり、そこに書いてあるところでトランジション・ファイナンスとしてこのようなものを挙げているという形で既に開示していると思っている。それ以上の細かい定義については、今回直接の質問を受けていなかったため、可能であれば次回に回答したい。

深草 :

その4件をトランジション・ファイナンスとした根拠については非常に気になる。もちろん個別案件ではあるが、分野についても開示不可能なのか。個別案件の詳しい中身を聞いているわけではない。

MoF 山口 :

何を開示できるかを含めて、今申し上げられることはない。必要があればJBICとも相談しながら考えたい。本日の時点で説明できる内容は持っていないということで理解して頂きたい。

深草 :

トランジションにどの燃料が入るのかなどについて、経産省には言っているところもあるかもしれないが、ライフサイクルで見た排出削減効果に関しては、水素やアンモニアがグレーなのか、ブルーなのか、グリーンなのかという要素が大きく影響する。これは日本の政策上でも理解はしていると思う。国全体の議論がグレーでも、ブルーでも支援するという方向性になっていることについては、私たちは別途しかるべき場所で批判したいと思っている。トランジションに資さないものを支援すべきではないというアドボカシーも行っている。繰り返しになるが、財務省においてもぜひ考慮して頂きたい。コストの面もあり、全く削減効果がないものを支援することは国際規範からも相当かけ離れているのではないかと考えている。冒頭でもうすぐCOPが始まるという話もした。昨年日本政府は、既存の石炭火力を水素・アンモニア混焼で脱炭素化することについて批判を受けたが、それでは削減にはならないという点が批判の対象になっている。この点はあらためて強調しておきたいと思う。

田辺：

私から一つ質問したい。この間 JBIC は、グリーンファイナンスということで、グリーンファイナンスの定義をかなりしっかりと決め、グリーンボンドを発行し、市場から調達することで、グリーンファイナンスを透明性の高い形で運用していると理解している。しかし他方で、グリーンファイナンスと同じような柱として示しているトランジション・ファイナンスについては定義がはっきりせず、案件の内容についても明らかにしていない。このように、柱にしている割には透明性やアカウンタビリティにかなりのギャップがある。JBIC の ESG ファイナンスのフレームワークをきちんと示し、トランジション・ファイナンスを柱の一つとしているのであれば、ここについてきちんと説明する責任はあると思う。今後はぜひこの点を改善して欲しい。

MoF 山口：

参考にさせて頂く。

## **NGO 提案議題 2：インドネシアのエネルギー移行における石炭火力発電所の脱炭素化支援に係る日本政府の方針について**

波多江：

先程の NGO 側の議題提案 1 とも非常に関連が深い内容である。COP と G20 を控え、非常に大きな動きがある。議題提出後にも、背景情報のアップデートがあったので、それも含めて話をしたい。

インドネシアのエネルギー移行に関して複数のことが同時並行で進んでいる。一つは、公正なエネルギー移行パートナーシップ JETP である。さらに、アジア開発銀行では、エナジー・トランジション・メカニズムで議論が進んでいる。また CIF 気候投資資金でもインドネシアに特化した支援が進められようとしている。特に ADB では、この 10 月に一つの提案書が出されている。その提案の中では、古くて非効率な火力発電所の閉鎖とパイロット事業が含まれている。これについては、6 億ドルの融資供与が提案されており、インドネシアの国有電力会社 PLN への供与が想定されており、来年 3 月には ADB の理事会にも上がってくることになっている。

また、CIF についてであるが、本年 10 月の初めに、インドネシア政府が石炭移行加速、Accelerating Coal Transition (ACT) プランを公開している。先日 10 月 27 日に CIF から、これについて既に発表があった。南アフリカとインドネシアに対して、それぞれ石炭からクリーンエネルギーへの公正な移行について、5 億ドルを供与し、インドネシア政府がその 5 億ドルにアクセスできるということが発表されている。

ここで懸念されることが一つある。インドネシア政府の投資計画の中に、非常に具体的な石炭火力発電所の名前なども挙がっている。一つはスララヤ石炭火力発電所、もう一つはパイトン石炭火力発電所 9 号機で、両方ともジャワ島にある。これらの古い石炭火力発電所や現在稼働している石炭火力発電所について、計画書の中には稼働を終了する、あるいは廃止するという記述の他に、再利用される可能性もあるという記述も入ってい

る。このインドネシア政府が提出している投資計画は、既に CIF から賛同を得ているということも情報として流れている。

一方、このインドネシアへのエネルギー移行支援に日本政府が深く関わってきているという現状がある。先程の議題 1 の中にもあった通り、日本政府の支援内容について、インドネシアの市民社会からも誤った対策ではないかという懸念や批判の声が挙がっている。日本政府の方針では、JICA が 3 月に情報収集確認調査を既に完成し、インドネシア政府あるいは PLN に対して説明済みとなっている。その中でも、アンモニア・バイオマス混焼のような石炭火力の延命になることや水素、CCS 付きの LNGなどを主力燃料としていることに対して懸念の声が上がっている。

日本の政府機関だけではなく、三菱重工などの日本企業もインドネシア政府の CIF への提案書に入っていたスラヤ石炭火力発電所について、バイオマス混焼、アンモニア混焼の実証事業や実施可能性調査などを行っている。非常に具体的な案件が既に進んでいるという状況になっている。このような状況を受けて、11 月 1 日には、インドネシアの市民社会 41 団体がジャカルタにある日本大使館に要請書を提出している。こちらの議題提案書には含めていないが、11 月 1 日に JACSES の田辺さんから財務省に補足資料として送っていると思う。要請書は、公正なエネルギー移行の名の下で行われる、インドネシアでの化石燃料の延命、あるいは環境生活破壊をやめて欲しいという内容になっている。質問 5 にも関係してくるが、日本政府が誤った対応を押し付けているという声が大きくなっている。

質問についてである。質問 1、JETP の取り組みについて、日本政府とアメリカ政府が主導してインドネシア側と交渉中であると理解しているが、COP27 あるいは G20 の際に、何かを発表する予定があるのか。また、計画策定や実施、モニタリングのスケジュールなどをぜひ教えて頂きたい。この JETP だけにかかわらず、多くの点で透明性が非常に低い。例えばインドネシア市民のこれらのエネルギー移行支援に対する関心が非常に高いにもかかわらず、彼らが意見を伝えられるような参加機会が非常に少なく、透明性が低い状況が続いている。情報を開示してもらえらるなら非常にありがたい。

2 番目は JETP に関するものである。3 番目は ADB の ETM 及び CIF について書いてある。こちらのエネルギー移行支援に当たっては、先程の議題 1 でもあったように、水素・アンモニア混焼、バイオマス混焼が石炭火力発電所の延命につながり、CO2 を排出し続けることになる。パリ協定の 1.5℃目標と、科学的な調査分析からしても整合しないと言えると思う。従って、JETP、ADB、CIF のスキームで公正なエネルギー移行支援を行う場合に、水素、燃料アンモニア、バイオマスの混焼は含まれてはならないというのがインドネシア市民社会の声でもあり、私たちもそのように考えている。この点について、財務省の見解を伺いたい。

最後の質問についてである。先程から個別案件の名称をいくつか出している。例えば、スラヤ石炭火力発電所はジャカルタから 70~80 キロのジャカルタ郊外に位置している。現場であるスラヤ周辺では、80 年代から稼働している石炭火力発電所によって、住民が、ばいじんによる呼吸器系疾患などの健康被害や、粉じんによる漁業などの生計手段への悪影響を受けていることが報告されている。住民は世銀グループの IFC などにも

状況を伝えるレターを出したこともある。非常に深刻な社会問題が続いているそのような場所で、バイオマスやアンモニアが混焼されても、大気汚染が軽減されるわけではなく、住民への悪影響が長引くだけである。また、ここには記載はないが、ジャカルタ郊外のスララヤ等の石炭火力にも関連することとして、10月17日にジャカルタの高等裁判所が判決を出している。ジャカルタの非常に深刻な大気汚染については、大統領や環境省、保健省、ジャカルタ特別州知事に対して市民社会が大気汚染を放置していたことに関する裁判を起こしていた。昨年9月にジャカルタの地方裁判所では市民が勝訴していたが、インドネシア政府が控訴しており、10月17日にそれに関する高等裁判所の判決が出された。

その判決では、政府側の控訴が棄却され、インドネシア政府にジャカルタの大気汚染についてしっかりと対策をするよう命じられた。ジャカルタ周辺にはスララヤ以外にも石炭火力発電所があるが、このスララヤ石炭火力発電所を含めて、これらはジャカルタの市民の大きな関心事である。このことからしても、エネルギー移行支援の名の下に、バイオマス混焼やアンモニア混焼を支援し、このような大気汚染を引き起こしている石炭火力発電所を延命させ、問題を長引かせてはならない。

もう一つ話したいことがある。石炭火力発電所の延命については、発電所の現場だけではなく、石炭の採掘現場での環境破壊、生態系破壊、住民への被害も考慮すべきである。インドネシアの市民社会もこの点を懸念している。例えば、インドネシアでは、500万ヘクタールの土地が石炭採掘の許可地域となっている。その石炭は自国の石炭火力発電所でも使用しているが、採掘許可を受けている500万ヘクタールのうち、少なくとも200万ヘクタールは森林地帯であると言われている。非常に広大な森林が伐採され、露天掘りされて森林がなくなれば、その周辺のコミュニティーでも土砂崩れなどが懸念されるようになる。気候変動に伴って豪雨の回数が増えていることもあり、土砂崩れや洪水などの災害発生の可能性も高くなる。ひいては、コミュニティの脆弱性を高めてしまうことになる。そのような指摘もある。

このようなエネルギー移行支援のスキームの中に石炭火力発電所の延命に繋がるような混焼が入ってはならない。パリ協定との整合性という視点だけではなく、環境社会配慮の視点も重要であると考えている。この点についても、財務省の見解を伺いたい。以上である。

MoF 倉澤 :

一つずつ回答したい。CSOの要望書も拝見した。背景説明として現地の情報を教えて頂いたことに感謝する。一点目のJETPに関する質問に回答する。インドネシアのJETPの取り組みに係る大きな目標については現在協議中であり、具体的な計画やその後の実施、モニタリングなどについては、目標設定終了後に共同リード国のアメリカや他の関係国と共にインドネシア政府と協議して設定していくことになる。JETPに係る発表がどのタイミングでできるかについて、現時点では確定的なことを述べることはできない状況である。

二点目の混焼に関する質問に回答する。JETPの取り組みは途上国における石炭から再生可能エネルギーへの公正な移行を支援するための取り組みである。エネルギー構成を脱炭素化し、化石燃料依存からの移行を加速させ、さらにクリーンエネルギー源、再生可能エネルギー源を迅速に拡大し、エネルギー効率を向上させるこ

とを目的としている。

エネルギー構成における再生可能エネルギーの割合を増やししながら、石炭を段階的に削減するという内容で、この趣旨に照らして、JETP 交渉において、混焼や CCD、CCUS について対象とするべきではないという声が強いか状況である。財務省としては、こうした他国の立場や NGO の皆さんの声も含めた、日本国内の様々な意見も踏まえて議論に参加しているところである。

MoF 執行 :

ADB を担当しているので、ETM の質問について回答したい。3 点目の所では、ETM における混焼の考え方について質問を受けている。ETM はまだ検討途上のスキームであり、混焼を支援対象に含めることの是非、また可否については検討中である。そのため、現時点では結論が出ていないと承知しているが、本日は皆さんから大変貴重な意見を頂いたので、皆さんの意見を踏まえつつ、今後の検討に臨みたいと思っている。

MoF 倉澤 :

4 点目について回答する。ETM や ACT の取り組みにおいては、実施機関である MDBs の環境社会セーフガードに基づき、環境汚染から来る健康被害の改善や生計手段確保の向上といった社会配慮、また現地の自然生態系環境配慮の要素を加味している。CIF の意思決定を行う信託基金会議においては、受益国政府が意思決定に参加するだけでなく、オブザーバーとして CSO の代表が発言を行うなど、多様な声を生かす取り組みが行われている。JETP においても公正な移行を確保するという観点から、エネルギー移行の実施に伴うコミュニティへの社会的影響を配慮するよう取り組んでいる。財務省としても現地住民の生活環境、健康、政権手段への影響を配慮することは極めて重要な事項と認識しており、そのための一方策として、このように NGO 協議会において建設的な意見を頂いている。今後もこれらの貴重な声を真摯に聞くことによって、財務省が関与する各取り組みにおいてそれが確保されていくよう留意していきたいと思う。

波多江 :

回答に感謝申し上げます。JETP については、確定的なスケジュールなどはまだないということである。繰り返しの質問になるが、今回の 11 月 6 日からの COP やその翌週の 15 日と 16 日の G20 では、具体的な発表はないという理解でよいか。

MoF 倉澤 :

現在は大きな目標について議論しているところで、インドネシア側とドナー側で多様な意見を戦わせている状況である。CCS などの論点を含め、議論がうまく落ち着いた場合には、公表に至る可能性はある。その場合、インドネシアは G20 の議長国であるため、そのような機会を捉えて発表がされることはあるかもしれないが、現時点で確定的なことを言える状況ではない。

波多江 :

交渉の最中であることがよく理解できた。質問 2 に対する回答の中に、混焼や CCS を含めるべきでないとい

う声も強いという話があった。これはどのようなところでの議論を指しているのか。例えば、ADB や CIF の中で日本政府としてそのような声があるのか、あるいは他の政府やインドネシア政府からそのような声が出ているのか、もう少し教えて頂きたい。

MoF 倉澤 :

議論の場は複数ある。共同リード国である日米とインドネシアや G7 その他のドナー国を含めた国々の議論などがある。議論の中で最も強い意見を述べる人の声が目立つが、その中で日本がどのようなポジションを取っているかについて具体的に述べることは、この場では差し控えたいと思う。最初に述べた通り、そのような議論の中で、混焼や CCD、CCUS は対象とすべきでないという声が強いということである。

波多江 :

質問 2 は ADB ではなく、JETP の話だった。申し訳ない。承知した。ここでは日本政府の立場については回答を頂けないということであるが、日本の市民社会からも混焼や CCS を含めるべきではないという声がある。財務省にもこのことを踏まえて交渉に臨んで頂きたい。

**NGO 提案議題 3 : JBIC 支援中の豪バロッサガス田開発事業及び JBIC と Santos 社との業務協力協定の締結について**

田辺 :

議題は JBIC が支援中のオーストラリアのバロッサガス田開発事業についてであるが、財務省協議でこの議題を挙げるのは恐らく初めてである。本年 6 月に、この事業の影響を受ける先住民族であるティウィ族が、オーストラリアの政府当局である NOPSEMA を連邦裁判所に提訴している。理由は、先住民族との協議や海洋生物への影響緩和策が不十分であることである。9 月には、連邦裁判所から事業者である Santos 社に対して、工事差し止めと 2 週間以内の撤去命令が出されている。

他方で 10 月 5 日にプレスリリースを出しているが、JBIC はこの事業者の最大出資者である Santos 社とエネルギーの安定供給の確保や脱炭素分野における協力推進等を目的として、業務協力協定を締結した。これが二つの事実である。

質問は三つある。一点目は、この業務協力協定の内容、つまり目的や JBIC が行う予定の業務を教えてくださいということである。

二点目について、オーストラリアの NGO と日本の NGO は、JBIC が融資決定を行うよりも前から、バロッサガス田事業における先住民族との協議や合意形成が不十分であることを JBIC に対して繰り返し指摘してきた。しかし、JBIC はティウィ族へは影響が及ばないことを業者と環境当局に確認しているとして融資決定を行った。このような経緯があると理解している。今回の連邦裁判所の命令は、事業者や当局が JBIC に対して誤った情報を伝えていた、もしくはその可能性が非常に高いということになるが、JBIC はどのように認識して対応する予定なのか。特に、このディスパースメントについては、停止しているのか、もしくはこれから停止す

る予定があるのかを伺いたい。

三点目の質問は以下の通りである。誤った情報を提供した、もしくはその可能性が高い Santos 社と業務協力協定を、このような裁判所の決定が出された直後のこの時期に行うことは不適切ではないかと思うが、財務省の見解を伺いたい。以上である。

JBIC 大隈 :

最初の点について回答する。Santos 社との業務協力協定の目的に関する質問であると理解している。これは、エネルギー安定供給の確保や脱炭素分野における協力促進を目的として、このような分野の重要パートナーである Santos との間で業務協力協定を締結したものである。このような目的に沿った日本企業が関与する案件に関して、本行としては案件の形成段階から協議を行っていくことを想定しているというものである。

二点目の質問について回答する。まず前提だが、オフショア・プロジェクト・プロポーザル、OPP の作成プロセスについて、本プロジェクト実施主体は、パブリックコメントを実施し、先住民族であるティウィ族等、ステークホルダーとの間で協議も実施している。OPP が現地の環境当局から承認されていることから、本プロジェクトの実施主体による環境社会配慮は現地法に沿って適切に実施されたものと判断し、融資決定を行った。他方、今回言及のあった裁判については、一審判決後に上告されており、裁判が継続している状況にあるため、今後の動向を注視したいと考えている。二点目の質問に対する回答は以上である。

MoF 坂本 :

三点目の質問は JBIC に対して提供された情報が誤ったものであったという前提に立っているが、このような前提に立てるか否かについては、外国裁判所で審理中の論点に重なるところがあり得るため、コメントを差し控える。

田辺 :

質問 1 については、案件にもよると思うが、通常の案件でも融資交渉の手前の段階においてこのような協議は行われていると思う。業務協力協定を通じて、通常の融資の持ち込み手続きとは異なる何らかのプロセスがあるのかどうかという辺りを確認させて頂きたいと思う。

JBIC 大隈 :

必ずしも融資プロセスの手続きとリンクしたものではない。この業務協力協定自体は、あくまでもエネルギー安定供給や脱炭素を促進していくという観点で結ばれたものである。広い意味で協力関係を深化させる類のものであり、手続き等とリンクすることはない。広く協力を深化させていくものだと理解して頂きたい。

田辺 :

二点目の質問を述べる。パブリックコメントに寄せられた意見は OPP に書かれているが、協議については何も書かれていないと理解している。実際にいつ協議を行ったかについても、当時の段階では特に何日にどのよ

うな協議を行ったということは JBIC からは聞かされていない。それで、私たちは OPP の協議が十分であったとは思っていない。これが 1 点目である。

2 点目として、現地の裁判の最終結論が出ていないのは指摘の通りである。他方で、JBIC は現地の法制度の順守はもちろんだが、先住民族に関する国際基準等をきちんと参照して、合意がなされているかどうかを確認する主体であると思う。現地の法制度での違法性について述べた現地の裁判結果は一つの参考になると思うが、JBIC としての判断を伺いたい。

JBIC 大隈 :

一点目の OPP に関する質問に回答する。これについては、当局から認められていることから、現地の法制度に則った対応がなされていると判断したものである。

二点目について回答する。現状では裁判が継続中であるため、その結論をしっかりと見極めた上で、今後のことを考えていきたいと思っている。状況を注視しているところであると理解して頂きたいと考えている。

田辺 :

裁判についてだが、一旦は裁判官から先程述べたような中止命令が出されている。11 月中頃にはヒアリングが行われると理解しているが、報道によると、裁判官は決定を覆すためには新しいファクトが必要だと述べているとのことである。そのような状況の中で、この案件自体で融資を止めるには相手側の裁判の判断を待つことが必要かもしれないが、JBIC のリスク管理として、新たな業務協定については、裁判の結果を待って、違法性がないことが明らかになってから結ぶべきではないか。このような企業に限らず、様々な民事裁判が行われていると思うが、新たなことを行おうとする時点で訴訟中であれば、その結果を待ってから進めるのが一般的なリスク管理の考え方だと思う。これについてはどのように考えて、この業務協定を結んだのか。

JBIC 大隈 :

今回、業務協力協定を結んだ Santos 社はエネルギー関連や脱炭素の分野での主要プレーヤーである。そのような企業との協力を深めていくことは重要と考えている。そういった協力をしっかりと進めていくことと、個別案件で現在起こっている訴訟の件は、判断において必ずしもリンクしない。今回の業務協力協定は、あくまでも協力関係を深化する形で物事を進めていくという広い意味での業務協力となっているもの。

田辺 :

業務協力協定がすぐに融資に結び付くものではないことは承知したが、対外的には、違法である可能性が高くなっている。裁判のプロセスにもよると思うが、一旦このような判決が出ている中で協定を結んだことは、JBIC のレピテーションリスクや対外的なリスクの管理という観点からは非常にまずかったのではないかと考えている。私からは以上である。

波多江 :

今の田辺さんの話にあったように、リスク管理の観点から、この状況で業務提携を新たに結ぶべきではないという問題意識は私も共有している。業務提携だけではなく、パロッサという個別案件のリスク管理の観点からも、法的に非常に大きい問題が提起されていることを考慮すると、JBIC のガイドラインに則って貸し付け実行は停止するべきではないかと考える。

パロッサだけではなく一般的な話だが、私たちがモニタリングしている JBIC の案件の中で、裁判が起こされている、あるいは環境法違反が指摘されている事業が最近、目立つと感じている。例えば、2017 年の、インドネシアのチレボン石炭火力発電所の案件では、融資決定以前に裁判があった。2017 年 4 月 18 日に融資を決定したが、その翌日に住民が勝訴し、JBIC は貸し付けが実行できない状況になった。このときに JBIC は、融資決定の翌日が判決日であることを知らなかったと言っており、環境社会配慮ガイドラインの確認体制があまりにも甘いのではないかという点を議論したと思う。このパロッサも上告中なので、判決日をしっかりと確認して頂き、現状では法的リスクが高いという観点から貸し付けを待つことが必要だと思う。

もう一つ申し上げる。最近、フィリピンのバタガス州イリハンでガスターミナル建設が進んでいる。これに関して、JBIC は融資ではなく出資という形で関わっている。これはシンガポール拠点の AG&P に対して、JBIC が大阪ガスと一緒に 2019 年から出資しているものである。JBIC が主体となって出資している AG&P が関わっている事業でも、フィリピンの農地改革省が工事の停止命令を出している。これは 8 月に発出されているが、現在でも工事が続いており、フィリピンの市民社会が問題にしている。他の案件でも停止命令が出ているものがあると思う。JBIC の中にこのような案件が複数あることを考えると、JBIC のレピテーションリスク管理や環境社会配慮の確認の体制について疑問を感じる。

JBIC が法律関連について確認するときには、コンサルタントとして弁護士を入れて確認していると思う。しかし、運用の面ではあるが、いわゆる企業弁護士の意見だけではなく、市民社会の視点を持った、中立的な弁護士の意見も重視した判断を心掛けて頂いたほうがよいのではないかと考えている。JBIC が関わる案件の中で最近特に法律や規範違反となるものが目立つので、確認体制の見直しが必要なのではないかと思っている。意見になってしまったが、以上である。

JBIC 大隈 :

まずパロッサについて申し上げます。リスク管理という意見も頂いたが、このパロッサの MoU に関しては、あくまでも広い意味での業務協力を Santos と行っていくというものであり、現時点の状況をもって、リスク管理の観点でこれに問題があるとは考えていない。それ以外の個別案件については、私の担当外であるためコメントは差し控えさせて頂きたい。私からの追加の補足事項は以上である。

MoF 坂本 :

JBIC の審査や判断が公的機関として適切なものであるようにという点については、引き続き監督していく。ガイドラインに記載のあることについても、それが実際に適切に運用されているかということについてもご指摘を受け止め、JBIC との間でよく議論して検討したいと思っている。

木口：

ぜひお願いしたい。他にあるか。

古沢：

波多江さんと同意見であるが、業務提携という形で協力して進めていくというポジションは理解した。しかし、そこで懸念が生じた場合に相手を信用するという形だけで良いのか。それを独自に、また客観的に評価、検証するような手段は持っていないのかということを探りたい。

JBIC 大隈：

例えば、Santos との関係で不都合があった場合に、何かしら検証を行うのかという質問であると理解した。そのような話が出てきた場合には、個別に組織として対応を検討していくことになると思う。仮定の話になるため、これ以上の回答はできない。ご理解を頂きたい。

古沢：

答えになっていないと感じる。リスクが生じた場合に、そのリスクに対する対応として、独自に検証するような手段がなければ、同じ過ちを犯すのではないか。

JBIC 大隈：

どのようなリスクなのかにもよると思うが、仮にそのような話があった場合には、そのリスクの特性に応じて組織としてどのように対処し、コントロールするかを考える。個々のリスクに応じた対応策をその都度検討し、考えていく形になると思う。

古沢：

その内容について知りたいので、今度それを教えて頂きたい。

JBIC 大隈：

個別のリスクに応じて、方法は大きく異なると思うので、統一的な対応方法をはっきり回答するのは難しい。いずれにしても、問題があった場合には、その事象をしっかりと確認し、状況を正確に捉えた上で対応策を考えていく。一般的な回答になるが、具体的なリスクごとに対応は変わってくるものだと思っている。いずれにしても、放置するのではなく、しっかりとコントロールするように対応策を検討していく形になる。

MoF 大江：

本日、JBIC から参加している方は個別案件の対応ということで参加している。きちんとした回答の可否については、あらためて JBIC に確認したいと思う。

田辺：

環境審査においてけん制機能が機能しているかどうかを財務省がしっかりと監督することが重要だと思う。けん制機能は、事業者やホスト国の法律などに関する判断から独立した状態でガイドラインが順守できるかどうかを環境審査においてきちんと判断できるかどうかにかかっている。それが内部だけでは難しいのであれば、JICAのように助言委員会などをつくり、第三者も交えた形でけん制機能を働かせていくことが必要だと思う。環境社会配慮の裁判は本来起こるべきではないことであり、それが起こっていることがそもそも問題だと思う。そのようなけん制機能をどのように高めることができるかを引き続きしっかりと監督して頂きたい。

#### NGO 提案議題 4 : SDG4 教育キャンペーン/ユースより、紛争下における国際教育協力について

川口 :

このような機会を頂いたことに感謝申し上げます。冒頭のステートメントについての説明の際にも、既に教育の話題が出ているが、本日は JNNE として行ってきた SDG4 教育キャンペーン、また私たちの団体であるセーブ・ザ・チルドレンとして取り組んできた紛争下における国際教育協力について、ユースとともに質問させて頂く。ユースの菊地さんは現在つながっているか。

菊地 :

聞こえるか。

川口 :

では、後ほど交代したいので、待って頂きたい。最初に、私からは、今年、行われた SDG4 教育キャンペーンの概要と、これまでにセーブ・ザ・チルドレンのユースとして行ってきた取り組みについて紹介する。

昨年もこの SDG4 教育キャンペーンについては紹介している。JNNE では全ての人々の、教育の権利の保障と SDG4 の達成を目指して、2003 年から 2019 年には世界一大きな授業を実施し、2020 年からは SDG4 教育キャンペーンを実施してきた。これらのキャンペーンには、これまで延べ 58 万人以上の市民が参加している。今年の SDG4 教育キャンペーンでは、昨年と同様、3 月に各政党に対する教育政策に関するアンケートを実施した。今、配布しているものが SDG4 教育キャンペーンの資料で、その中には、各政党からの回答等が記載されている。本日は個別には読み上げないが、後ほどぜひ読んで頂きたい。

その後、政党名に引っ張られない状態にするために政党名を伏せた状態で、各政党からのアンケートの回答をウェブサイトに公開し、全国の市民や生徒を含む学校関係者、市民グループからどの政党の、どの回答を支持するかという形で意見を投票して頂いた。結果として、本年は 2250 名の市民が投票という形でキャンペーンに参加し、国内外の教育政策について理解を深める機会となった。これには 3050 件の投票が集まっている。その後、私たちは JNNE の提言や市民の投票結果を伝えるために各政党を訪問したり、文部科学省や外務省との対話をユースとともに行ったりしてきた。本日も財務省の皆さんとの、意見交換の一環で参加している。

本年のキャンペーンの中では、政党に対して、国際的な教育課題に対する、日本の援助として三つの質問をし

ている。一点目は、国際的な政治宣言である、学校保護宣言への日本政府の支持に関するものである。二点目は、紛争などの危機的な状況下にある国の教育支援に特化した国際基金、Education Cannot Wait (ECW) への拠出である。三点目は、低所得国の教育制度全体を支援するための Global Partnership for Education (GPE) の取り組みに対する日本政府の貢献についてである。

既にこの ECW や GPE の拠出については昨年と同様の枠組みである、財務省との定期協議の中でも提供している。この間、JNNE の連合体での活動とは別に、セーブ・ザ・チルドレン単体としても、このような問題に対する活動をセーブ・ザ・チルドレンのユースと共にやってきた。菊地さんは、そのユースメンバーの一人としてこの協議会に参加している。

JNNE の枠組みではないが、セーブ・ザ・チルドレンのユースとして、本年 4 月に当時の外務副大臣であった鈴木貴子議員を訪問し、SDG4 教育キャンペーンでも取り上げた、ECW の拠出について、意見交換を行ってきた。当時、ユースが鈴木貴子外務副大臣にメッセージを届けた際の 4 分ほどの動画があるが、本日は非常に貴重な機会なので、今ご覧頂きたい。本日の議題にもこの ECW の話が含まれるので、財務省の皆さんにもぜひご覧頂きたい。

動画音声：

鈴木貴子外務副大臣。私たちはセーブ・ザ・チルドレンでユース活動をしている。本日はユースとの対話の場を設けてくださったことに感謝申し上げます。貴重な機会にも関わらず参加できないことを申し訳なく思う。このビデオメッセージで私たちの思いを少しでも伝えたいと思う。このたびは、Education Cannot Wait、教育を後回しにはできない基金への、日本政府からの拠出を直接お願いしたく、このような機会を設けて頂いた。私たちから、なぜ日本が ECW に拠出するべきなのかを三つの観点から述べさせて頂く。第一に、Education Cannot Wait は緊急時の教育に特化した国際基金であり、より効率的かつ迅速に支援を行うことができる。例えば、コロナウイルスによる緊急時への教育支援において、ECW は最も速い国際基金の一つだった。2020 年 4 月初旬に国連がコロナウイルスに関して人道支援計画を開始してからわずか 1 週間後に、ECW が最初の支援を行った。ユニセフ等の国際機関や、教育のためのグローバルパートナーシップ GPE の支援対象には、緊急時への教育支援も含まれているものの、それに特化したものはなく、ここに ECW の意義があると私たちは考える。

また、ECW には緊急時において後回しにされがちな教育支援のプレゼンスを向上させるという役割も期待されている。緊急時では生命や生活などへの支援が優先され、教育への支援が後回しにされる傾向がある。これは子どもたちが教育を受ける期間が、後回しにされた分だけ減ることを意味し、学齢期にある子どもたちにとっては大きな打撃である。

第二に、緊急時に必要とされる対応の中でも、心理的社会支援はそのうちの大きな一つということができる。この場合における心理的社会支援の定義は、人々の社会での包括的な健康を促進するための過程や行動とされている。子どもたちにとって教育は、緊急時により麻痺していた感覚から以前の感覚を取り戻す役割を担う。

心理的・社会的支援を行うことは、この教育の効果をより上げることにつながる。ECW は心理的・社会的支援を行う重要性を複数年に渡って行われる回復力プログラムの支援という形で認識している。ECW に拠出することで日本もその支援の輪の一部となることができ、これは子どもたちにとって大きな意義を持つ。

第三に、国際社会において先進国としての責任があるためである。他国と比較して状況を話すと、現在、イギリス、ドイツ、北欧諸国などの先進国が多く拠出しており、EU 加盟国を含めると、G7 国で ECW に拠出していないのは、日本とイタリアのみである。また日本政府も拠出に参加することで、他のドナー国と対等に緊急時の教育支援に関して意見ができるようになり、意思決定の際に、直接的に影響を与えられるようになる。従って、日本政府も先進国の一つとして、ECW に拠出する責任があるのではないかと私たちユースは考えている。以上が私たちユースからのお願いである。ぜひ検討頂くよう、よろしくお願い申し上げます。

川口：

このように、ユース、特に日本の若者が国際教育協力に関して、日本政府として協力して欲しいという熱い思いを持っている。ただ、冒頭にあったように、日本が本当に市民社会や NGO の意見を反映する形で大きな進展を得ているかといえば、そういうわけでもないという認識を持っている。それで、本日はこれに関連して、セーブ・ザ・チルドレンのユースである菊地さんから、財務省の皆さんに質問させて頂く。

菊地：

宇都宮大学の国際学部国際学科の 4 年に所属している。私は、現在、セーブ・ザ・チルドレンのユースチームに所属しているが、これまでこのユースチームに所属して、国会議員や省庁に対して、国際的な平和を目指す日本として、緊急時および長期化するいくつかの紛争に対しても今すぐに取り組んで欲しいというメッセージを伝えてきた。日本はこれまで人権を尊重し、SDGs や人間の安全保障の精神などを通じて、法の支配に基づく国際秩序の形成を国際的に訴えてきた。このような取り組みは人づくりや教育支援とも非常に合致していると考えている。しかし、先程の動画にもあったように、緊急時および長期化する危機下の教育に対しては、現在、IDA を通じた支援やユニセフを通じた支援、また 2 国間援助などが行われているが、学校保護宣言という紛争下において学校を軍事利用しない、学校関係者を攻撃の対象としないという約束の宣言に対する賛同が、世界 114 カ国で得られているにもかかわらず、日本ではそれが行われていない。また、教育を後回しにできないという、先程の ECW という基金についても、G7 の中において、イタリアと日本のみが拠出していない現状がある。

一方で、紛争や気候変動などの影響を受ける子どもの数は年々増加しており、高まり続けるニーズに対応できていない。そのため、日本のユースとしては、これまでの定期協議会でも伝えてきたように、ECW への拠出や学校保護宣言への賛同などで、世界の紛争危機下の教育に、日本がより積極的に加わることを訴えていく。特に、この国際教育協力の最近の動きとして、本年の国連総会において、岸田首相が教育チャンピオンに任命され、日本が教育に携わることは世界的にも期待されていることだと考えている。

また、世界銀行、IMF 合同開発委員会における日本のステートメントにおいても、教育は保健と並ぶ人間開発、人的資本育成の礎だと明言されていた。日本のユースとしては、日本が保健だけでなく教育への支援について

も、より一層取り組みを拡大することに期待を寄せている。それで、以下の二つの質問をさせていただきたい。

前回、ユースから国際教育協力について議題を挙げた際に、財務省からは、GPE や ECW のそれぞれの基金にはそれぞれの効果や目的があり、それらと IDA の最大のリソースが連携することで、大きな効果が出せると考えているという回答を受けた。2020 年の難民受け入れ国における共通アクションプランを ECW、GPE、世界銀行で設定するなど、このような機関の連携が進んでいると思う。1 点目として、来年、日本は G7 サミットの議長国になるが、このような連携の動きや深刻化する学習の危機を受けて、学習の危機、特に紛争下における教育について、財務省としてはどのような議論が行われる見通しを持っているのかを聞かせて頂きたい。

2 点目として、ECW のような教育に特化した国際機関に日本が拠出し、積極的に意思決定に参画することで、IDA との連携をより一層進めるようにリードすることを検討して頂きたいと思っているが、その点についての考えを聞かせて頂きたい。先程の動画にもあったように、紛争などの緊急時には、教育の支援よりも衣食住の支援が優先される傾向がある。私たち自身が教育を十分に受けてくることができたこともあって、私たち日本のユースは、このような活動に取り組む中で、教育が非常に重要だと体感している。

私たちユースの願いとして、このような国際的な教育に日本も加わって欲しいという思いがあるが、何よりも世界の子どもたちが日本の教育を求めていることを伝えたいと思う。世界のユース、日本のユースの声を政策にぜひ反映して、日本がより信頼される国になって欲しいと思っている。以上である。

川口：

二つの質問を伝えたので、回答をお願いしたい。

MoF 大和：

この NGO 協議会でも昔から指摘を頂いているように、教育は全ての人々が等しく享受すべき、基本的な人権の一つである。それは、途上国に限らず、持続可能な経済発展の実現に欠かせないものである。先程、SDG4 キャンペーンを紹介もあったが、SDGs の一つともなっており、大変重要である。この思いは皆さんと同じである。

その上で申し上げる。冒頭の世界銀行のセッションでも説明したが、紛争や自然災害、コロナ禍などによる学習機会の喪失が進んでいる。教育そのものだけでなく、雇用問題に加えて、女の子は学校に行けないというジェンダー不平等などの様々な分野でも、開発課題が発生している。この点を解決するためには、教育そのものの支援も大変重要だと考えているが、様々な分野からのアプローチで教育の機会を確保していくことが重要であると考えている。

日本として、どのように教育の支援を進めてきたかについて言えば、日本と相手国の 2 国間での経済協力や、世界銀行のような国際機関を通じた支援という、二つの柱で進めてきた。例えば、円借款で言えば、数は少ないものの、財政支援も行っている。財務省の所掌からは離れるが、無償、つまり渡しきりのお金での学校建設

や先生の訓練によって、質の高い教育の機会を確保することを進めている。また、G7 との関係で言えば、前回 2016 年に日本で行ったときには、アフリカや南アジアなど女子の教育が遅れがちである地域で重点的に学校建設を行うなど、教育機会を確保することを外務省中心で取りまとめて、そのようなコミットメントを行った。各案件を全て紹介する時間はないが、成果が出たという認識を持っている。

冒頭で、世界銀行に期待することや日本は何をするのかを問う質問があったが、決して何もしていないわけではない。日本としても教育の取組をしっかりと行っているということを最初に申し上げたい。もちろん、世界銀行を通じた支援も行っている。これは世界銀行の担当者から回答して頂く。

MoF 山本 :

冒頭に頂いた質問への回答及び、先程の大和の説明と重複する部分があるがステートメントに書いた通り、教育は保健と並んで人間開発、人的育成の礎である。コロナの感染拡大で加速した学習機会の損失が途上国の長期的な傷跡として残らないように、個別国の事情を勘案しながら対応していくことが必要である。

これも重複するが、教育の問題は学習機会の提供という、教育分野への直接的なアプローチだけではなく、生活環境とも密接に関わっていく問題である。それらに複合的に対応していく中で、改善を図ることができると認識している。栄養や健康管理などの保健分野のアプローチも含めて、教育問題の根本的な解決に貢献したいと思っている。また、引き続き関係省庁と連携しながら課題に適切に対処していきたいと思っている。

MoF 大和 :

今回の G7 サミットについて回答するのを忘れていたので、補足する。来年のことであるので、教育をどのように扱うかについては、関係省庁で議論を進めているところである。例えば、来年の 5 月に広島でサミットを開催すること、その前の週に教育大臣会合を富山と石川で共同開催することくらいしか具体的に示すことができるものはないが、いずれにしても、関係省庁で適切に検討がなされているものと認識している。

これも 2016 年の例で恐縮だが、先程の話にあったアフリカと南アジアで頑張るということもある。2016 年もサミットに先だって教育大臣会合を開催した。G7 の枠組みでのこのような会合は、当時としては 10 年ぶりのことだったそうである。当時の馳浩文部科学大臣、現石川県知事が音頭を取って、教育大臣会合の中でも国際的な協力や女子の教育機会の確保が重要であるということを G7 の各国で再確認した。

川口 :

JNNE の方、オンラインの方も含めて、コメントや質問があればお願いしたい。私が気になったのは、質問 2 の回答がなかったことだが、三宅さんが挙手しているようであれば、先に発言して頂きたい。

三宅 :

昨年の 12 月に世界銀行が発表した報告書で、COVID-19 によって、学習の機会が奪われた子どもたちの生涯賃金が 17 兆ドルに値するということである。これは世界の GNP の 14 パーセントに匹敵する額である。現在、高校生までの就学年齢の子どもである 2 億 2200 万人が、紛争の影響によって学校に行けないなどの、世

界銀行が言うところの学習の貧困状態にあり、読み書きができない状態にある。ウクライナ等の対応も含めて、今回の補正予算でウクライナへの支援を行うと思うが、先程のユースの方からの話にもあったように、緊急対応として、衣食住だけでなく、教育の緊急人道支援も同じレベルで行って頂きたい。

これは、教育の権利という問題以上に、先程の世界銀行のデータが示すように、教育機会の喪失によって経済的な損失が非常に大きくなるからである。結局、世界経済が疲弊してしまうことになる。それで、教育は食べ物と同じほどに重要であると言える。ウクライナの教育支援もお願いしたいことであるが、危機的な状況にあるアフガニスタンやミャンマーにも注意を向けて頂きたい。これらの国とは、JICA 等の 2 国間援助機関で国を相手にして約束を結ぶことができない。だからこそ、ECW のような国際機関やジャパンプラットフォームを通じた日本の NGO を通じた支援に補正予算を付けて頂きたい

川口：

先程の菊地さんからの質問の二点目は、今の三宅さんの話とも重複するが、ECW への拠出に関する考えをぜひ伺いたいと思う。外務省との連携というところも多分にあると思うが、財務省の考えもぜひ伺いたい。これに対する回答を最後にお願したい。

MoF 山本：

先程の説明の流れであらためて説明する。教育分野で言えば、学習機会の提供だけではなく、保健などの様々な面も関わってくる中でのアプローチが必要になるという認識がある。ECW の拠出について質問を頂いているが、個別の機関の拠出に関して、直ちに当方より回答することはできない。関係省庁と協議しながら、課題に対処していきたいと思っている。また先程の話にあったように、世界銀行が教育に関して、調査や分析をしているという話はその通りであると思う。そのようなことがある中で、今回の日本のステートメントにも教育という話が出てきている。コロナや保健などの緊急対応が必要なものもありながら、教育に関することもテーマに上がってきている。これがまさに、その課題をどのように捉えるかという部分だと思っている。そのような認識の下に関係省庁と協議しながら課題に対応していきたいと思っている。

川口：

このステートメントにある多面的なアプローチの中にも ECW への拠出が含まれるのではないかと考えている。検討材料としての情報等が必要であれば、出させて頂きたいと思っているので、引き続き連携させて頂きたい。

MoF 大江：

私から、ラップアップも兼ねて挨拶をさせて頂きたい。精力的に議論させて頂いたことに感謝申し上げます。議題は主に四つあった。今回も感じたことがいくつかあった。例えば、先程の、インドネシアの話の中で、日本で暮らしていると粉じん被害などの健康被害が出ていることを忘れがちになるが、現場にはやはりそのようなものがあるということには、改めて個人的に感じる部分があった。そのようなことも踏まえながら対応していきたいと思う。それぞれの担当から回答させて頂いたように、国際的な枠組みについてはこれからも議論が続

いていくと思う。気候変動の問題だけでなく、エネルギーアクセスがまだまだ足りていない途上国もあり、安定供給の問題もある。そのような中でどのように判断するかという課題もあるが、本日頂いた意見も参考にしたいと思う。

教育に関しては菊地さんからも話があった。個人的な感想で恐縮だが、自分が学生であった頃を思い出すと、政府の人間にこのような問題意識を伝えるのには勇気も必要であったと思う。率直な意見を聞かせて頂けたことを嬉しく思った。これからもこのような協議会の場などを通じて、意見を寄せて頂きたい。

教育については、担当が回答した通りだが、私からも IDA を通じてということを上申した。特にこの ECW の拠出については、国連系の機関は基本的に外務省に担当してもらうことが多いという小役人的なコメントもしなければならないが、それとともに、私は主計局で外務 ODA 予算の担当も経験したことがある。その経験から言えば、このようなものを進めるときには、ユニセフの予算よりもこちらに付けたほうがお金を有効に使えとか、こちらに付ける代わりにユニセフの予算は削減するなどの議論が間違いなくある。そのようなものを乗り越えるだけの材料があるか否かが問題である。そのようなものを踏まえて行く準備があるかどうかということだと思う。その辺りについては、今後、意見交換をさせて頂きたい。私たちとしては、IDA のほうで教育に力を入れている。ご存じの通り、IDA は低所得国対象であり、その辺りのほうが教育の貧困問題もより深刻であると考えている。ECW や GPE とともに、世界銀行も 2025 年に向けて協力していくというアクションプランを作っているようである。来年また報告を出す方向で作業を進めているようなので、私たちのほうでもそれをフォローしながら、勉強を続けていきたいと思っている。

他にも様々なトピックがあったが、全てについてコメントすることができず申し訳ない。本日もこのような形で意見交換をすることができ、大変良かったと思っている。今後も様々な形で意見交換する機会があると思っている。よろしくお願い申し上げます。